

黒松内町移住促進分譲地熱郭地域分譲要領

第1 分譲地の詳細

黒松内町移住促進分譲地条例（平成20年条例第17号。以下「条例」という。）第3条に規定する分譲地ごとの呼称、区分、所在、面積及び価格は、次表に定めるとおりとし、区画は別図のとおりとする。

呼 称	区 分	所 在	面 積	価 格
熱郭1番	140坪型	黒松内町字熱郭26番12	466.13㎡	0円
熱郭2番	280坪型	黒松内町字熱郭26番13、 26番14	932.26㎡	100万円
熱郭3番	280坪型	黒松内町字熱郭26番8、 26番10	932.26㎡	100万円
熱郭4番	140坪型	黒松内町字熱郭26番11	466.13㎡	0円
熱郭5番	140坪型	黒松内町字熱郭26番9	466.13㎡	0円
熱郭6番	210坪型	黒松内町字熱郭26番15	694.22㎡	50万円
熱郭7番	210坪型	黒松内町字熱郭26番16	694.22㎡	50万円

第2 分譲募集開始締切りの時期

条例第4条に規定する分譲の募集開始は、平成20年8月1日からとし、募集締切りは、平成20年9月1日とする。

第3 280坪型分譲地の分譲の特例

条例第7条第7項の規定により未応募分譲地に応募があった場合において、当該未応募分譲地に140坪型がなく280坪型があり、140坪型を希望する者があるときは、280坪型を140坪に分けて分譲することができる。

第4 条例第8条第1項の規定による無償分の土地代金相当額は、100万円とする。

附 則

この要領は、平成20年7月29日から施行する。